明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

た雇用対策に要する経費があること。	二　当該市町村が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
七十三　令和元年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市又は公認チームキャンプ候補地としての取組に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　前条第一項第一号の表第七十号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。 二　前条第一項第一号の表第七十号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七十四　消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費の助成に要する経費があること。	消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
七十五　医師の派遣に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十六　遠隔医療システムの導入に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県等」とあるのは「市町村等」と読み替えるものとする。
七十七　森林整備等に要する経費があること。	当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によつて算定した額とする。 算式 A×1,133円＋B×50,143円＋C×38円

た雇用対策に要する経費があること。	二　当該市町村が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
七十五　平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催都市又は公認チームキャンプ候補地としての取組に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　前条第一項第一号の表第七十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。 二　前条第一項第一号の表第七十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七十六　消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費の助成に要する経費があること。 ［新設］	消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。